

2つの重加算税裁決を当局資料を基に紹介

横領を隠蔽する行為と重加算税の関係 etc.



本特集では、重加算税賦課決定処分等の適否が争われた裁決2事例を当局資料に基づき紹介する。最初の事例は、横領の事実を発覚させないために請求人が行った架空仕訳の入力、架空の請求書の作成などの一連の行為について、いわゆる「特段の行動」理論により通則法68条2項に規定する「隠蔽仮装行為」に該当すると判断されたもの（令和7年4月22日裁決）。2つ目の事例は、請求人が監査役（請求人の代表者の子）名義の口座に振り込んでいた役員給与の一部が代表者への認定賞与とされた事案において、原処分庁の単純な確認不足から納税告知処分及び源泉所得税の重加算税賦課決定処分の一部が取り消されたもの。当局は本事案を非常に残念なケースとして調査担当者等に周知している（令和7年7月1日裁決）。



経理業務を一人で担う立場を奇貨として横領

1つ目に紹介するのは、請求人が株式会社A社において経理担当者として従事していたX年からY年にかけて、A社の経理業務を一人で担っていた立場を奇貨として、A社の当座預金口座（A社名義口座）から請求人の旧姓名義の預金口座（旧姓名義口座）に送金する方法によりA社から金員を横領していた事例（横領により得た金員は高級腕時計や洋服の購入等に費消）。請求人は、A社の会計ソフトに架空法人に対して製造消耗品費を支払ったとする架空仕訳の入力を行い、架空の請求書及び納品書を作成するなどしていた（図参照）。

原処分庁は、横領により得た金員が請求人の雑所得に当たるとして、X年分ないしY年

分の所得税等の決定処分を行うとともに、重加算税の賦課決定処分を行った。

これに対し請求人は、①A社に対して損害賠償債務を負っていることを認めているため、横領金は総収入金額に算入すべき金額ではなく、所得は生じていない旨、②重加算税の賦課決定処分については、飽くまでA社の金員を横領するために上記行為を行ったのであり、国税通則法68条にいう仮装隠蔽には当たらない旨を主張して再調査の請求をした。再調査審理庁は請求を棄却又は却下する旨の再調査決定を行い、この決定を不服とした請求人は、原処分の一部又は全部の取消しを求めて審査請求を行った。



損害賠償債務を履行していない部分は所得構成

本事案における争点の1つは、損害賠償債

務合意のあった横領金が所得税法36条1項